

銚田・大洗広域事務組合情報公開条例施行規則

制定 令和3年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合情報公開条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第7号）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報公開等)

第2条 銚田・大洗広域事務組合の情報公開については、銚田市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成27年銚田市規則第27号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。